

事業主 殿

日光労働基準協会長

## 化学物質管理者講習(製造事業場以外)開催について

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、令和6年4月1日より、リスクアセスメント対象化学物質を製造、又は取り扱う事業場については、化学物質管理者(安衛則第12条の5)を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理等、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させることが義務化されております。

この化学物質管理者の選任要件として、リスクアセスメント対象化学物質の製造事業場では、「化学物質管理者講習」を修了した者、あるいはそれと同等以上の能力を有すると認められる者、取扱事業場では、職務を担当するために必要な能力を有すると認められる者、あるいは化学物質管理者に準ずる講習を受講している者とされています。

そこで当協会では、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場における化学物質管理者の選任要件を満たす「化学物質管理者選任時講習(1日講習)」を下記のように開催することとしました。

化学物質管理者の選任が必要となる事業場様の受講申し込みをお待ちしております。

### 記

- 日時 令和7年7月17日(木)  
受付：午前8時50分 開講式：午前9時10分  
講習：午前9時20分～午後17時00分
- 会場 日光公民館・視聴覚室(日光市御幸町4-1 電話0288-53-3700)
- 受講料 会員事業場 12,000円(テキスト代、税込)  
非会員事業場 14,000円(テキスト代、税込)
- 申込方法 別紙申込書に必要事項をご記入の上、メール又はFAXでお申し込み下さい。  
(mail可：[ima.3062@proof.ocn.ne.jp](mailto:ima.3062@proof.ocn.ne.jp) / fax可：0288-21-4047)  
受付後にFAX又はmailで受講票を発行します。持参も受付可能です。
- 申込先 【持参先】日光労働基準協会(日光市今市306-2 電話0288-21-2047)  
【振込先】足利銀行今市支店 普通預金119490 日光労働基準協会宛
- 定員・締切日 24名定員 令和7年6月30日(月)締切り  
但し、催行人数に達しない場合は、中止となる場合もございます。また定員に到達次第受付は締め切りますのでご了承下さい。
- その他 (1)全教育を修了した方には、修了証を交付いたします。  
(2)受講票、筆記用具、昼食及び飲料水を持参してください。(ゴミは各自持ち帰り)  
(3)締切日以降のキャンセルは、準備の都合上致しかねます。

## 化学物質管理者講習受講申込書(兼 受講者台帳)

(令和7年7月17日)

日光労働基準協会が開催する「化学物質管理者講習」に、下記の者を受講させたく  
申込致します。

		※協会記入欄	
※修了 証番号	※受講 番号	フリガナ 氏 名	生 年 月 日
		職 名	昭・平 年 月 日生( 才)
		住 所	〒
		フリガナ 氏 名	生 年 月 日
		職 名	昭・平 年 月 日生( 才)
		住 所	〒
		フリガナ 氏 名	生 年 月 日
		職 名	昭・平 年 月 日生( 才)
		住 所	〒

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

※申込書については、台帳保存及び修了証交付のため楷書でフリガナまで記入して下さい。  
※締切日以降のキャンセルは、準備の都合上ご返金致しかねますのでご了承下さい。

事業所所在地 〒

事業所名

代表者氏名

担当者氏名

TEL

FAX

Mail

※ 会 員
非会員

申込先FAX番号 : 0288-21-4047

職場における 労働者が安全に働くために

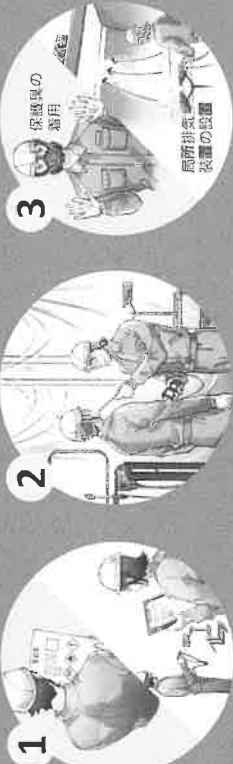
# 新たな化学物質規制が導入されます

## 労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

- POINT 1** ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1
- POINT 2** リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2
- POINT 3** 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3
- POINT 4** 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理の選任、リスクアセスメント実施の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類と有害性が確認された全ての物質が対象となる  
 ※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせて行うことが効果的です。  
 ※3……必要に応じて、保護具・呼吸器・防護服・防護靴・防護手袋・防護眼鏡・防護衣等の着用が求められます

## これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます



## 自律的な管理が今後の規制の基軸になります！



このフレームットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」、「労働安全衛生法規則の一部を改正する政令（令和4年厚生労働省令第51号）」等の主要な内容の分類分けが目的です。改正の経緯については、この取組の取組、併せてご確認ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前  
674物質

改正後（順次追加後）  
国がGHS分類済約2900物質  
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年2月改正・R6年4月施行  
発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリで区分1に分類された約234物質が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定  
左記以外のカテゴリで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定  
健康有害性のカテゴリで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約1850物質を義務対象に追加予定。

## リスクアセスメント結果に基づけばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される濃度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度を最小限度にすることが義務付けられます。さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

### ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しましょう。その際、推奨ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせて行うことが効果的です。

### ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とすることが効果的です。



CREATE-SIMPLE  
個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。



代替物質の使用



換気装置等を設置し稼働



作業方法の改善



有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

## 皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こす化学物質を製造・取扱う業務に労働者が従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性  
皮膚腐食性

皮膚から吸収され健康障害を引き起こす化学物質

### ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかでない限り、以下の物質：努力義務  
※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかでない限り、努力義務

## SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「想定される用途」・成分の含有量は、原則として、重畳%の記載が及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。
- 化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。



電子メールの送信

HPのURLや二次元コードの伝達

## 自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関する業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資力要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理（リスク防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関する業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づきリスク低減措置

雇入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前  
一部の業種は除外

改正後  
全ての業種

## 新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、施行期日までに対応できるように、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体制の見直し	労働安全衛生法第9条	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質へと拡大することを知道吗？	③	令和7年以降の施行期日
	労働安全衛生法第577条の2、第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務	リスクアセスメント対象物について、労働者がばく露される程度を基準値以下にしていますか？	②	
	労働安全衛生法第594条の2、第594条の3	皮膚等障害性化学物質等への直接接触の防止	濃度基準値設定物質について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？	③	
	労働安全衛生法第97条の2	衛生委員会の付議事項	リスクアセスメント対象物以外の物質はばく露を最小限に抑える努力をしていますか？	②、③	
	労働安全衛生法第97条の2	がん等の把握強化	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康障害のおそれのあることが明らかでない物質の製造・取り扱いは、労働者に保護具を着用させていますか？	③	
	労働安全衛生法第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	上記以外の物質の製造・取り扱いに関しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかな健康被害を起こすおそれがない物質は除く）	②	
	労働安全衛生法第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	衛生委員会、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？	②、③	
	労働安全衛生法第577条の2第3項、第5項、第8項、第9項	健康診断等	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握し、がん等の把握強化	②	
	労働安全衛生法第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	医師に意見を聞いて業務起因性が疑われる場合は、労働局長に報告していますか？	②	
	労働安全衛生法第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスクアセスメントが3年以上経過後であれば次のリスクアセスメント実施まで	②	
実施体制の確立	労働安全衛生法第12条の5	化学物質管理者	労働災害発生事業場等において、必要があることを知道吗？	③	
	労働安全衛生法第12条の6	保護具着用管理責任者	労働者が保護具を使用させる場合、保護具着用管理責任者を選任していますか？	③	
	労働安全衛生法第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？	③	
	労働安全衛生法第24条の15第1項、第3項、第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知道吗？	①	
	労働安全衛生法第24条の15第2項、第3項、第34条の2の5第2項、第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新し顧客などに通知していますか？	②	
	労働安全衛生法第24条の15第2項、第3項、第34条の2の5第2項、第3項	SDS記載事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？	③	
	労働安全衛生法第24条の15第2項、第3項、第34条の2の5第2項、第3項	SDS記載の成分含有量を10%刻みで、重畳%で記載していますか？	※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記可。	③	
	労働安全衛生法第24条の15第2項、第3項、第34条の2の5第2項、第3項	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②	
	労働安全衛生法第33条の2	別容器等での保管	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができるとを知道吗？	②	
	労働安全衛生法第33条の2	個別規則の適用除外	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を実施し、その結果に基づいて、特別健康診断の頻度を緩和されることを知道吗？	③	
その他	労働安全衛生法第33条の2	作業標準制定結果が第3管理区分の事業場	作業標準制定等の結果に基づいて、特別健康診断の頻度を緩和されることを知道吗？	②	
	労働安全衛生法第33条の2	特殊健康診断		②	

（注）施行期日の①～③は以下に該当。規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。

- ①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
- ②2023年（令和5年）4月1日
- ③2024年（令和6年）4月1日



詳細はこちら